

2020年8月5日

各 位

会社名 シンバイオ製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 吉田 文紀  
(コード番号: 4582)  
問合せ先 IR 担当 (TEL. 03-5472-1125)

## 自己疼痛管理用医薬品「SyB P-1501」のライセンサーである ザ・メディシNZ・カンパニーに対する仲裁の判断について

シンバイオ製薬株式会社(本社:東京都、以下「シンバイオ」)は、ザ・メディシNZ・カンパニー(本社:米国ニュージャージー州、以下「MDCO」)に対して、MDCOの契約違反によりシンバイオに生ずる損害の賠償を求めることを目的として2017年10月11日に申し立てた国際商業会議所の規定に基づく仲裁の判断が7月21日になされ、弁護士経由で7月23日に受領いたしました。弁護士による受領金額等の精査に時間がかかり、さらに確定までには時間を要することから、以下の通り開示することといたしました。

### 1. 仲裁申し立てに至る経緯

シンバイオとMDCOは、2015年10月5日に両社間で締結した期術後急性疼痛管理を適応とした「SyB P-1501(米国での商品名 IONSYS)」(以下、「本製品」という)の日本における独占的製造販売権を許諾するライセンス契約(以下「ライセンス契約」)を締結しました。シンバイオは、2016年6月に国内第Ⅲ相臨床試験を開始した後、2017年中盤にMDCOが、「本製品の製造販売にかかわる米国および欧州市場における事業活動の中止ならびに撤退を決定したと公表しました。シンバイオは、2017年10月11日にMDCOが本製品に関する事業を欧米市場から撤退する決定を行い、ライセンス契約上の義務を履行する旨の明確な保証を当社に与えなかったことを理由にして、上記仲裁の申し立てを行い、MDCOに対し82百万米ドルの損害賠償を求めていました。MDCOは、反対請求としてシンバイオの第3相試験の中止による損害賠償請求を行いました。

### 2. 仲裁判断の要旨

仲裁廷は、シンバイオが主張した損害賠償請求は認めませんでした。シンバイオが要求した仲裁手続きにかかる弁護士費用を含めた諸費用の50%をMDCOがシンバイオに支払うよう判断しました。他方、仲裁廷はMDCOによる反対請求及び関連費用の請求につき一切認めませんでした。

なお、上記の諸費用の金額につきましては、現在精査が行われており、最終確定までには最低でも数週間程度を要する見込みです。

### 3. 今後の見通し

仲裁廷の判断を踏まえ、当社の2020年12月期の業績予想に対する影響を精査いたします。

以上

#### 【当会社概要】

シンバイオ製薬株式会社は、米国アムジェン社元副社長で、アムジェン株式会社（現在は武田薬品工業株式会社が全事業を譲受）の実質的な創業者である吉田文紀が2005年3月に設立した医薬品企業です。経営理念は「共創・共生」（共に創り、共に生きる）で表され、患者さんを中心として医師、科学者、行政、資本提供者を「共創・共生」の経営理念で結び、満たされない医療ニーズに応じてゆくことにより、社会的責任及び経営責任を果たすことを事業目的としています。なお、2016年5月に米国完全子会社 SymBio Pharma USA, Inc.（本社：米国カリフォルニア州 メンローパーク、社長：吉田文紀）を設立しました。